

## 2. 短期集中型サービスCの検討状況について



加賀市健康福祉部長寿課

平成30年10月18日



# 短期集中型サービスC創設に至った背景

## 【目標設定会議からの課題】

- ①チームで本人の情報や、「したい暮らし」を共有し、役割分担しての支援が十分でない。
- ②目標達成後の地域で通える社会資源が乏しい。
- ③本人の能力のアセスメントや現状の背景分析が不十分で、目標が具体的になっていない。
- ④自立支援に向けたケアマネジメントが十分に実施できていない。(予後予測や改善可能性)
- ⑤目標達成しても、介護保険サービスに依存した生活になってしまう。

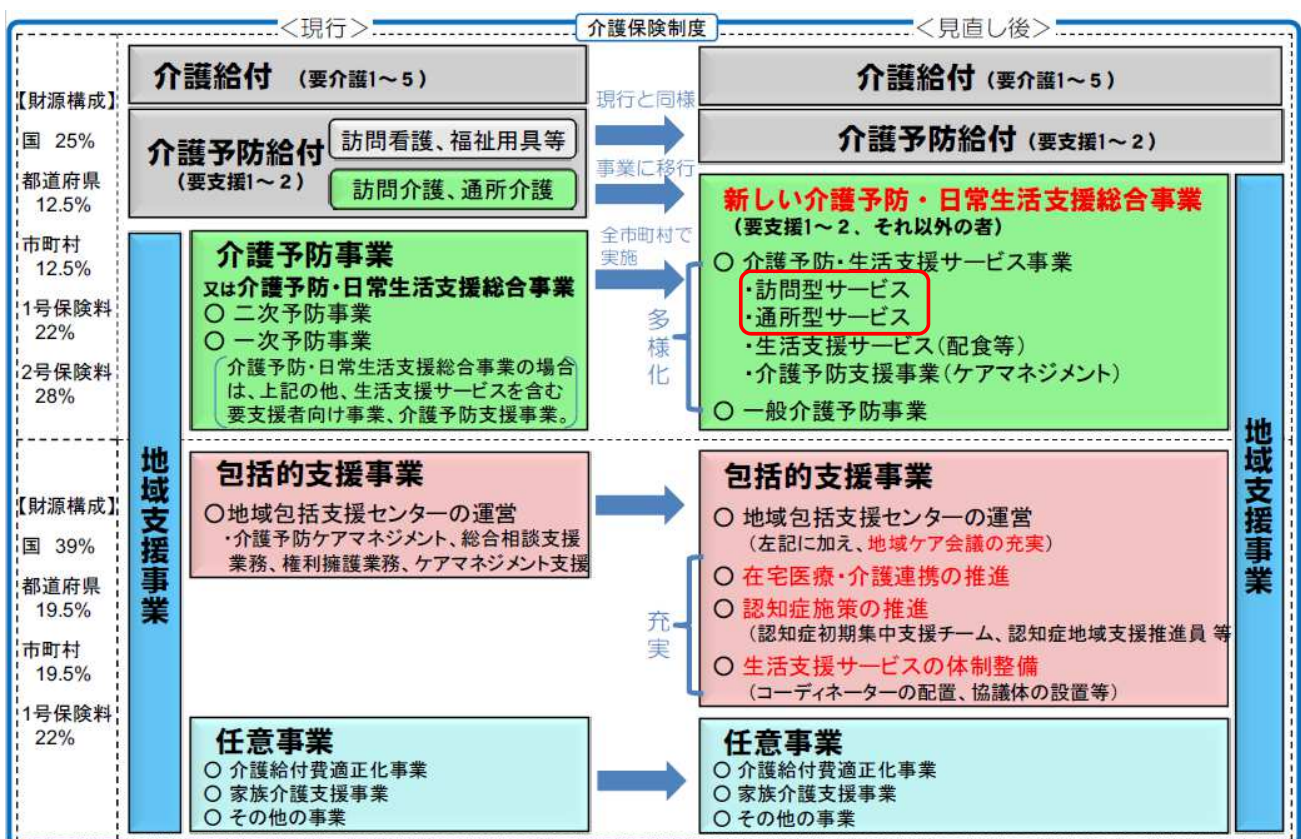
## 【ケアプランからリハビリテーションを利用した理由】

- ①入退院の繰り返しにより、状態が徐々に悪化したため、退院後の生活機能の改善のため
- ②脳梗塞の後遺症による歩行不安定さがり、機能訓練することで、再度趣味の場へ行くことが出来るようになるため
- ③変形性膝関節術後、退院して短期間のリハビリテーションを継続することで、術前の生活に戻れるようになるため

## 【入院中の高齢者や家族の声から】

- ①病気の治療は終了し、退院となったが、身体機能の低下がみられるため、もう少しリハビリを継続して欲しい。
- ②退院後、出来ることなら、介護保険サービスを利用せず、元の暮らしに戻りたい。

# 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



# サービスの類型(1)

## ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

平成28年4月1日開始 検討事項

介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドラインより

# サービスの類型(2)

## ②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

平成29年9月1日開始

検討事項

介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドラインより

# 加賀市で導入した新たな多様なサービス

## ○通所型サービスA(平成29年9月1日より開始)

- 入浴・排せつ・食事など身のまわりのことがある程度出来る人で閉じこもり予防や他者との交流などを必要としている方
- 21介護保険事業所に対し指定
- 要介護認定の更新月ごとに、本人面接を行い、ケアマネージャーによるアセスメントにて順次移行。

## ○訪問型サービスB(平成28年4月1日より開始)

- 生活支援サービスの充実に向け、家事支援サポーター養成講座を修了し、家事支援サポーターとして登録をした市民が、生活支援を必要としている高齢者宅へ訪問し、家事支援サービス(掃除・洗濯等)を行う。
- 養成講座を受講した方が家事支援サポーターとして、加賀市シルバー人材センター、加賀農業協同組合に登録。

## 「短期集中型サービスC実施検討会」の立ち上げ

【実績】

日程	内容	
平成30年5月25日 18:30~20:30 市役所別館302・303	第1回「短期集中型サービスC実施検討会」 ・加賀市の課題及び短期集中型サービスCの概要について ・全国の先駆的事例	12名
平成30年7月11日	県内視察 (小松市：やわた健康スタジオ 通所介護事業所) (志賀町：町立富来病院リハビリ室)	5名
平成30年7月26日 18:30~20:30 市役所別館302・303	第2回「短期集中型サービスC実施検討会」 ・視察研修報告 ・モデル事業の内容検討 ・今後のスケジュールについて	11名

【検討会や視察からの意見】

- ・対象者の明確化や入院時のリハビリ職員によるアセスメントが重要ではないか。
- ・医療と介護とがそれぞれ連携を密にしつつ、それぞれの立場で本人の暮らしぶりや生活目標を共有し、支援していくことが重要ではないか。
- ・利用開始時より、達成目標を本人とともに明確にし、目標が達成したら終了とした方がよい

# 今後のスケジュール（案）について

※モデル事業の進捗状況によっては、事業開始時期を変更する場合があります。

日程	内容
平成30年10月	・医療機関向け モデル事業受託意向の聞き取り ・介護保険事業所向け モデル事業受託意向調査
平成30年11月9日(予定)	・短期集中型サービスC実施担当者説明会 (ソーシャルワーカー、リハビリテーション専門職等)
平成30年11月頃	・モデル事業実施事業所対象の説明会
平成30年12月頃 ～平成31年2月頃	・モデル事業（3ヶ月間）
平成31年3月中旬	・第3回「短期集中型サービスC実施検討会」 モデル事業実施の報告 加賀市の短期集中型サービスCの概要決定について 委託料について
平成31年4月中旬	・受託法人向け説明及び委託契約
平成31年5月中旬	・介護支援専門員、医療機関相談員対象の説明会 ・市民周知（チラシ・広報等）
平成31年6月1日	・短期集中型サービスC 事業開始(予定)